

第5期嬉野市農業委員会
第22回定例総会議事録

令和2年5月1日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第22回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出について		
	1	久間桜谷 外1筆 進入道路	—	次回審議
報告第2号		農地法第5条の規定による許可の取消願いについて		
	1	下野米ノ山 太陽光発電設備設置	R2.5.1	了 承
報告第3号		農地転用許可後の事業計画変更の取下願いについて		
	1	下野米ノ山 太陽光発電設備設置	R2.5.1	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
		下野一本杉四 外28筆 賃借権及び使用貸借権	R2.5.1	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について利用権設定		
	塩 1~17	久間二本黒木 外32筆 使用貸借権・賃借権	R2.5.1	承 認
	嬉 1~23	岩屋川内加杭 外59筆 使用貸借権・賃借権	R2.5.1	承 認
		所有権の移転について		
	1	真崎大牟田西 あっせん	R2.5.1	承 認
	2	下野兎鹿野 あっせん	R2.5.1	承 認
	3	下野一本松二 外5筆 あっせん	R2.5.1	承 認
	4	真崎二本松 あっせん	R2.5.1	承 認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	真崎一本松 外3筆 売買	R2.5.1	許 可
	2	谷所一本杉 売買	R2.5.1	許 可
	3	下宿八反角 贈与	R2.5.1	許 可
議案第4号		農地法第5条の規定による申請の承認について		

	1	下宿八反角 外2筆 宅地分譲	R2.5.1	承認
	2	下野一本杉 外4筆 駐車場	R2.5.1	承認
議案第5号		非農地証明願について		
	1	五町田千堂 石造宝篋印塔 (境内地)	R2.5.1	決定
	2	吉田下西川内 災害復旧	R2.5.1	決定

第5期嬉野市農業委員会第22回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 2年 5月 1日
- 2 招集場所 嬉野市役所 塩田庁舎 3階 3-2会議室
- 3 開会日時 開会 5月1日 午後1時30分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 5月1日 午後2時15分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内 利光	出	議長	7	原田 謙次	出	
1	池田 博幸	出		8	峰 正己	欠	
2	馬場みどり	出	事前審査班長	9	中島文二郎	出	議事録署名
3	森 和義	出		10	杉崎 順憲	出	議事録署名 憲章朗読
4	西田 昭義	出		11	山口 安則	出	
5	植松 和幸	欠		12	生田 健児	出	
6	山口智佐代	欠					

(職員等)

事務局長	馬場 敏和	主 事	永田 良子
農業政策課主任	納富 作男		

6 議事日程

- 第1 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
- 報告第3号 農地転用許可後の事業計画変更申請の取下願について
- 議案第1号 農用地利用集積計画の解約について
- 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 議案第5号 非農地証明願について

7 会議の概要 — 午後1時30分 開会 —

局長 総会開会前に、議案書の訂正をお願いします。
議案書1ページ、報告第1号は申請者の都合により事前審査に立ち会えないとの事で、翌月に持ち越して欲しいとの連絡があり、次回の審議といたします。それと議案書11ページ、議案第1号 整理番号6番の利用目的ですが、議案書は米となっておりますが、茶へ訂正をお願いします。
それでは、定刻になりました。
本日は、都合により植松和幸委員、山口智佐代委員、峰正己委員は欠席ですが、定足数に達しておりますので川内会長の御挨拶の後、議長の開会宣告をお願いいたします。

会長 (挨拶等)

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号10番 杉崎^{としのり}順憲委員にお願いします。
全員、御起立ください。
(当番委員の発声)・・・全員で唱和
御着席ください。

議長 会議を始める前に、お願いいたします。新型コロナウイルスの感染が拡大し4月16日、全国に緊急事態宣言が発令され、佐賀県においても、不要不急の外出を避け、イベント等の開催自粛を要請されています。それを受け、嬉野市も5月6日まで、小中学校の休校、イベント等の自粛、公共施設についても使用を中止している状況です。

委員
議長

〔「異議無し。」と呼ぶ者あり〕

異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から23番について、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表3ページから6ページをご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から23番までについてです。

貸し手人は 武雄市の ○○○○ 様 他17名様、

借り手人は 上岩屋の ○○○○ 様 他19名様です。

所在地は、大字岩屋川内 加杭 ○○○番○ 他59筆、

地目は田と畑、面積は田が合計で22,924㎡、

畑が合計で33,336㎡、田畑合計で56,260㎡です。

利用権は使用貸借権と賃借権、期間は3年から20年で、新規及び再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、嬉野町の分整理番号1番から23番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から23番については、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について、嬉野町の分、整理番号1番から23番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、所有権の移転についてです。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

別添の表7ページをご覧ください。

所有権の移転について、整理番号1番です。

売り手人は、佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○様、

買い手人は、真崎の ○○○○ 様です。

所在地は、大字真崎 大牟田西 ○○○番

地目は田、面積は1,019㎡です。

所有権の移転の種類はあつせんで、利用目的は米・麦・大豆です。

対価としましては、反当たり491,000円、全体で500,000円です。

以上です。

議長

それでは所有権の移転について、整理番号1番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
議案第2号 農用地利用集積計画の決定 所有権の移転について、整理番号1番は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

事務局

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。
整理番号2番です。
売り手人は 下野の ○○○○ 様、
買い手人は、下野の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 ^{とろくの} 兎鹿野 ○○○番○、地目は畑、
面積は730㎡です。
所有権の移転の種類はあっせんで、利用目的は茶です。
対価としましては、反当たり3,013,000円、
全体で2,200,000円です。 以上です。

議 長

それでは所有権の移転について、整理番号2番について、質疑を行ないます。
質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号2番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
議案第2号 農用地利用集積計画の決定 所有権の移転について、整理番号2番は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

事務局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
整理番号3番です。
売り手人は 福岡市の ○○○○ 様、
買い手人は、佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○様、
所在地は、大字下野 一本松二 ○○○番○、外5筆 地目は田と畑、
面積は田の合計が2,502㎡、畑の合計が1,142㎡です。
合計で3,644㎡です。
所有権の移転の種類はあっせんで、利用目的は茶・野菜・米です。
対価としましては、反当たり275,000円、
全体で1,000,000円です。 以上です。

議 長

それでは所有権の移転について、整理番号3番について、質疑を行ないます。
質問、意見はありませんか。

ております。以上です。

議 長

それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号1番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 福岡市の ○○○○ 様、

譲受人は 山口の ○○○○ 様、

所在地は、大字谷所 一本杉 ○○○番○ 地目は田、

面積は163㎡です。

譲渡理由は労力不足のため、譲受理由は経営規模の拡大のためです。

対価としましては、反当たり550,000円、

全体で89,650円です。

図面は16ページから17ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

整理番号2番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番、贈与による所有権の移転です。

譲渡人は 温泉2区の ○○○○ 様、

譲受人は 下宿の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 八反角 ○○○番○、地目は畑、面積は33㎡。

譲渡理由は、農業廃止、譲受理由は、経営規模の拡大のためです。

贈与のため、売買価格はありません。

図面は18ページから19ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書26ページ、整理番号1番です。

申請人は 五町田第2の ○○○○ 様。

所在地は、大字五町田 千堂 ○○○番○、

地目は畑（現況：境内地）、面積は115㎡、用途目的は石造宝篋印塔。

事由は、石造宝篋印塔は昭和59年10月3日、塩田町指定文化財として指定されている。設置当時は別の場所にあったが、道路拡幅で申請地へ移転している。平成15年3月24日に塩田町教育委員会へ寄附申請をされていたが、登記が農地のままで所有権移転されていなかったため、非農地証明を願うものです。

東は水路、西は道路、南は水路、北は道路 です。

図面は27ページから28ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

馬場班長、地域担当委員としての説明、意見及び事前審査の報告をお願いします。

班長

申請場所は当時別の所にあり、道路拡張により現在の場所に移設されたとのことです。平成15年に塩田町教育委員会へ寄附としていたが、まだ農地のままであることが発覚し今回の非農地証明となった。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第5号 非農地証明願について 整理番号1番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

議長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

申請人は 西川内の ○○○○ 様 外4名様、

所在地は、大字吉田 下西川内 ○○○番 外4筆

地目は畑、面積は（合計で2,241㎡のうち）、206.41㎡、用途目的は災害適用で復旧のため。

事由は、平成30年7月の豪雨により被災し、農地としての復旧が不可能である。治山事業にて被災対象の復旧を行ったため、非農地証明をお願いしたいとのことでした。

東は道路・畑・山林、西は宅地・山林、南は水路・宅地・山林、北は農道・宅地・原野 です。

図面は29ページから30ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

